

地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業

助成金申請の手引き 〈都内設置(蓄電池単独設置)〉

Ver.2.0

令和7年4月

＜交付申請期間＞
令和8年3月31日まで

(お問い合わせ先・申請書類提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 17 階

ホームページ: <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chisan3>

受付時間: 月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く)

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分



東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社(現公益財団法人東京都環境公社)が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

改訂履歴

Ver.（更新年月日）	更新箇所	内容
Ver.1.0（令和 6 年 4 月 17 日）	—	初版
Ver.1.1（令和 6 年 8 月 29 日）	2.3 3.3 4.3	蓄電池の要件を追記 手続代行者への通知書等送付の場合の提出書類を追記 その他提出書類の提出方法見直し
Ver.1.2（令和 6 年 12 月 23 日）	3.10	不正手続等に対する措置を追記
Ver.2.0（令和 7 年 4 月 1 日）	—	交付要綱改正に伴う改版

《目次》

助成金を申請される皆様へ	2
1. 事業概要	3
1.1 目的(実施要綱第1条参照)	3
1.2 事業スキーム	3
1.3 申請手続きの流れ	4
2. 助成内容	5
2.1 助成対象事業(交付要綱第3条参照)	5
2.2 助成対象事業者(交付要綱第4条参照)	6
2.3 助成対象設備(交付要綱第5条参照)	9
2.5 助成金の額(交付要綱第7条参照)	16
2.6 交付の条件(交付要綱第11条参照)	19
2.7 契約等(交付要綱第12条参照)	21
3. 申請の方法	22
3.1 助成金交付申請期間	22
3.2 申請書類	22
3.3 手続代行者(交付要綱第9条参照)	22
3.4 助成金交付申請にあたっての留意事項	23
3.5 審査	25
3.6 交付決定(交付要綱第10条参照)	27
3.7 助成事業の開始から完了まで	27
3.8 助成金の額の確定及び助成金の交付(交付要綱第21条参照)	30
3.9 交付決定の取消し(交付要綱第22条参照)	30
3.10 不正手続等に対する措置(交付要綱第22条の2参照)	31
3.11 助成金の返還(交付要綱第23条参照)	31
3.12 違約加算金(交付要綱第24条参照)	31
3.13 延滞金(交付要綱第25条参照)	32
3.14 他の助成金等の一時停止(交付要綱第26条参照)	32
3.15 財産の管理及び処分(交付要綱第27条参照)	32
3.16 助成事業の経理(交付要綱第28条参照)	33
3.17 調査等、指導・助言(交付要綱第29条、30条参照)	33
3.18 個人情報等の取り扱い(交付要綱第31条参照)	34
3.19 その他	34
4. 申請書類提出方法等	35
4.1 交付申請	35
4.2 実績報告	36
4.3 その他提出書類	36
4.4 様式一覧	37
4.5 提出書類一覧	38
4.6 提出書類とその注意事項	41



助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業」に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

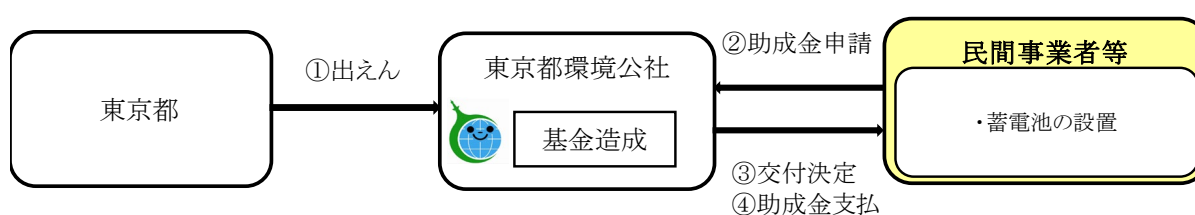
1. 本事業の実施については、「地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業助成金（都内設置・蓄電池単独設置）交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 助成金で取得し、整備し又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡、他の物件と交換、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に助成金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、交付要綱別表第5に掲げる期間をいう。
4. 公社は、申請者その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
5. 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

1. 事業概要

1.1 目的(実施要綱第1条参照)

地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業（以下「本事業」という。）とは、地産地消型再生可能エネルギー発電等設備若しくは再生可能エネルギー熱利用設備を設置する事業者又は蓄電池を単独で設置する（既設の地産地消型再生可能エネルギー発電設備へ新規に併設する場合も含む。）事業者に対して、当該設備の設置に係る経費の一部を助成することにより、温室効果ガスの排出削減及び電力系統への負荷軽減を図ること等を目的として行うものです。

1.2 事業スキーム



●都の出えん金による基金造成

都は本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。

●基金を活用した助成事業

公社は基金を原資として、都内に助成対象となる再生可能エネルギー発電等設備又は再生可能エネルギー熱利用設備を設置する事業者等又は都内に蓄電池を単独で設置する事業者等に対して、その経費の一部を助成します。

また、東京電力エリア内※（以下、都外とする。）に再生可能エネルギー発電等設備を設置し、当該設備を設置した特定の施設（住居の用に供する部分を除く）で消費し、当該設備から得られた環境価値を都内の特定の施設で自ら利用する事業者等に対して、その経費の一部を助成します。

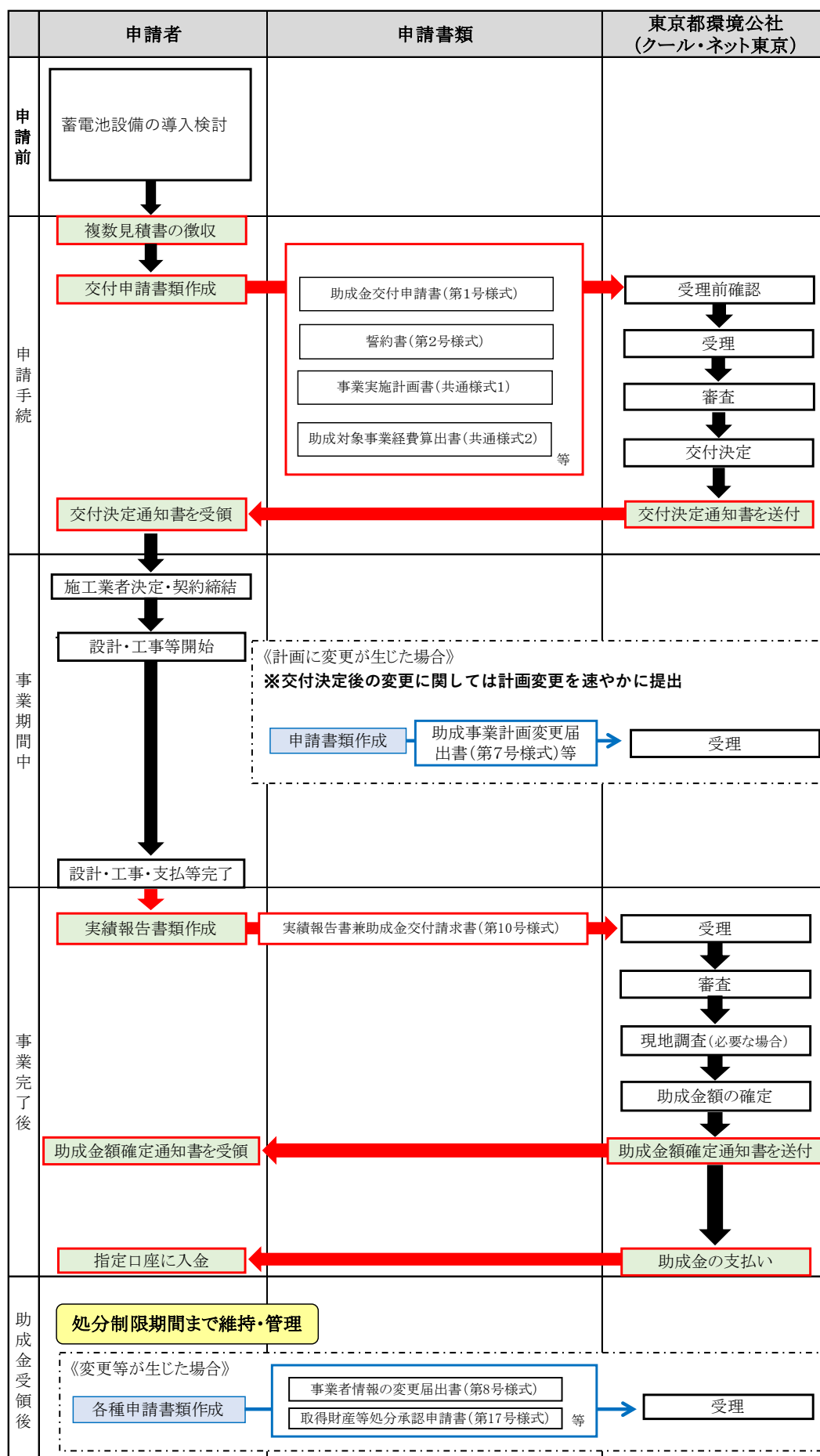
※東京電力エリア内とは

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県、静岡県（富士川以東）です。

➤ 事業実施期間 : 令和6年度から令和8年度まで（助成金の交付は令和9年度まで）

➤ 本事業の予算額 : 令和7年度 91.3億円

1.3 申請手続きの流れ



2. 助成内容

2.1 助成対象事業(交付要綱第3条参照)

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、公社が定める要件に適合する蓄電池を都内の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）に単独で設置し、当該施設で消費する事業とします。

更に、本事業以外で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でない必要があります。

「蓄電池を単独で設置する事業」とは、次のような場合を指します。

- ① 都内の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）に蓄電池を設置する場合
- ② 本事業以外で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でない場合
- ③ 蓄電池が既に設置されている施設において蓄電池を増設する事業でないこと

※「住居の用に供する部分を除く。」について

○蓄電池から得られた電力を、住居兼店舗（事務所等事業専用部）で使用する場合は、住居部分と店舗（事務所等事業専用部）部分での使用（電力契約）が明確に分けられ、店舗部分（事務所等事業専用部）のみで消費することが確認できれば助成対象となります。

○マンション等は、共用部やマンション内のコンビニ等で蓄電池から得られた電力を消費することを確認できれば助成対象となります（住居部分で使用する場合は対象外）。

○高齢者施設等は、介護のサービス業として助成事業者になることができます。

○同一電力契約内に社宅、社員寮、学生寮、教員寮等の住居部分が含まれる場合は、助成対象外となります。

※FIT 制度又は FIP 制度認定事業に係る発電設備

本助成金により導入をする蓄電池が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 4 項により認定された発電事業（いわゆる FIT 制度、FIP 制度）に用いるものに付帯する蓄電池である場合、助成対象外となります。

2.2 助成対象事業者(交付要綱第4条参照)

助成対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者で法人格を有する者又は個人事業主のうち、助成対象事業を実施する者とします。

(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

	事業者の種別
ア	民間企業
イ	個人事業主
ウ	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
エ	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
オ	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
カ	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
キ	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
ク	特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等
ケ	法律により直接設立された法人
コ	上記アからケまでに準ずる者として公社が適当と認める者

※国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

※助成対象事業者においては、国及び地方公共団体による出資又は出えん等の有無を問いません。

※助成対象事業者の本社等所在地については、都内であることを限定いたしません。

ただし、助成対象設備を導入する施設及び消費施設は、「都内」である必要があります。

(2) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

	事業者の種別
ア	過去に税金の滞納がない者
イ	刑事上の処分を受けていない者
ウ	東京都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者
エ	その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者

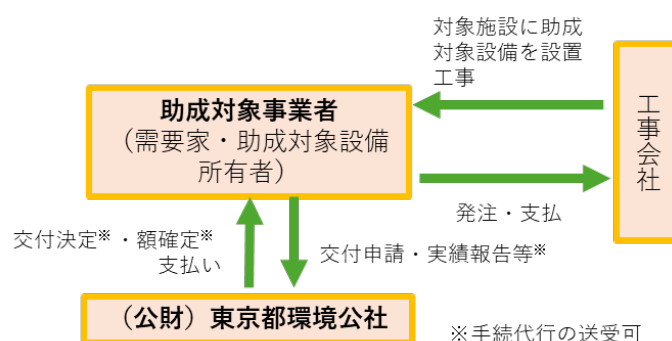
(3) 上記(1)の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者とはなりません。

	事業者の種別
①	暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
②	暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
③	法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

(4) 申請時には次に示す助成対象設備の所有者が異なる5つの申請スキーム区分のいずれかで申請してください。1)～4)に該当しない場合は事前に公社へご相談ください。なお、各スキームで交付申請時に必要な書類とその注意事項は、「4.6 提出書類とその注意事項」を参照してください。

1) 「自己所有」での申請

「自己所有」のスキームイメージは次のとおりです。



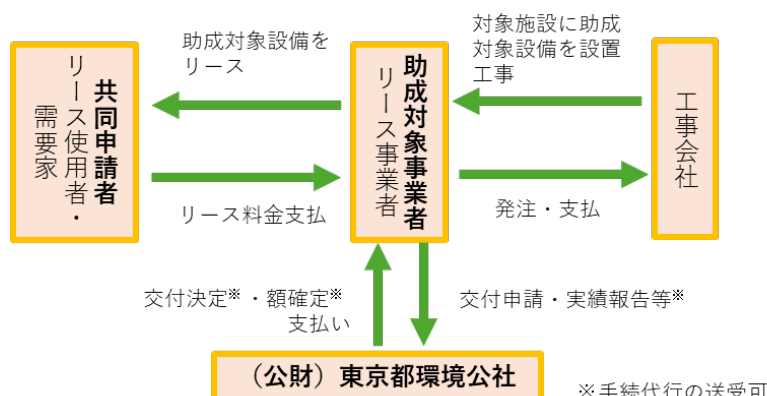
申請については、次の点を注意してください。

① 需要家と助成対象設備の所有者が一致していること

※需要家とは…特定の施設に対して、蓄電池から電気の供給を受け、当該施設で消費する事業を行う者です。

2) 「リース事業者所有」での申請

「リース事業者所有」のスキームイメージは次のとおりです。



申請については次の点を注意してください。なお、助成金はリース事業者に支払われます。

- ①助成対象設備の所有者であるリース事業者（助成対象事業者）と助成対象設備のリース使用者である需要家（共同申請者）との共同申請を行うこと
- ②リース事業者及びリース使用者は、2.2（1）～（3）の要件を満たす者であること
- ③リース使用者の種別に応じて助成金額を算出すること
- ④リース事業者は、1 申請につき1 社とすること
- ⑤同一事業において、自己購入とリースの併用は認められないこと
- ⑥助成対象設備は、処分制限期間中使用すること
- ⑦処分制限期間内に処分（又はリース使用者へ所有権を移転）を行う時は、事前に財産等処分の申請を行い、公社の承認を受けるものとする
- ⑧リース使用者が本助成金の利益を受けられるよう、使用料金から助成金相当分が減額されていること。

※当事者間で助成金額相当分の減額がないことについて合意が取れている場合は、助成金相当分の減額は不要です。合意が取れていることがわかる書類を実績報告時まで提出してください。交付申請時に合意が取れていない場合は、合意文書の案文を交付申請時に提出してください。

※助成対象設備について賃貸借契約を貸主と借主で締結する場合は、（2）中の「リース事業者」を「貸主」、「リース使用者」を「借主」、「リース契約」を「賃貸借契約」と読み替えてください。

【リース契約とは】

契約の名称にかかわらず、本助成金の交付対象となる設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。

ア借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができること

イ借主が本助成金の利益を受けられるよう、使用料金から助成金相当分が減額されていること。ただし、当事者間で合意の場合、この限りでない。

3) その他モデル

上記以外のスキームを想定されている事業者は、申請にあたり、公社へ事前に相談してください。

2.3 助成対象設備(交付要綱第5条参照)

助成対象設備は、以下の要件に適合するものとします。

なお、助成金の交付決定にあたっては、交付要綱第 11 条「交付の条件」に定める事項を満たすものとします。

蓄電池

次の全ての要件を満たすものとする（リユース品により構成され、製品として販売されている蓄電池も含む。電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを二次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、下記に代えて JET リユース電池認証などの第三者機関による証明書などにより当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明できること。）。

- ① 定置用であること
- ② 地産地消型再生可能エネルギー発電設備が既に設置されている施設に導入する場合は、電力系統からの電気より再生可能エネルギー発電設備から電気を優先的に蓄電すること。
- ③ 類焼に関する安全設計について、耐類焼性を有していることの証明書等※(JIS C 8715-2、IEC62619 等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書(モジュール以上))の提出が可能なものであること。

※定格容量が 20kWh 未満の蓄電池は、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII) (<https://zehweb.jp/registration/battery/>) で事前に登録されていることが確認できる書類の提出でも可能です。

2.4 助成対象経費(交付要綱第6条参照)

助成金の交付対象となる経費（以下、「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものであり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

費目	内容	備考
設計費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費	・ <u>設計費</u> (事前調査費、基本及び実施設計費)
設備費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）	・ 蓄電池、パワーコンディショナ、特定負荷分電盤等発災時利用設備 ①購入費 ②製造（改造を含む）費 ③輸送費 ④保管費 ※ケーブル等の材料費及び蓄電池、パワーコンディショナに附帯する設備に要する経費は、助成対象とします。 ※リプレースについては、新設の場合と同様に助成対象とします。

		※国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、助成対象とします。 ・運転データ等を取得するために必要な機器で、本事業の目的を達成するために最低限必要なもの ①計測機器 ②データ記録及び集計のための専用機器 (ただし、データ取得専用を使用するものに限る。) ③表示装置 (ただし、助成対象設備に係るデータを専用で表示させるものに限る。) ＜助成対象外の例＞ ①土地の取得及び賃借料（リース代） ②建屋 ③中古品 ④予備品
工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費	・蓄電池、パワーコンディショナを設置するために必要不可欠な機械基礎工事 (ただし、必要最低限の工事のみ) ※機器の設置に必要な足場の設置工事等は、助成対象とします。 ・法令で定められている必要不可欠な工事 (ただし、土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事及び屋上に助成対象設備を設置する場合のフェンス工事は対象外とします。) ＜助成対象外の例＞ ①機械基礎以外の工事 (土地造成、整地及び地盤改良工事、フェンス工事) ②建屋 ③既設構築物等の撤去費、移設費、処分費 ④植栽及び外構工事費

※助成対象事業を行うために直接必要であり、最低限必要とする経費を対象とします。

➤ 次の場合は、助成対象外とします。

①公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費

②設計費、設備費及び工事費に係る消費税相当額

③金融機関に対する振込手数料

※ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、助成対象経費として計上することができます。

④過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの（ただし、ヒューズ類や分電盤等の将来用スペースは除く）又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費

※分電盤等に将来用の配線用遮断器を実装することは認められません。

⑤本事業以外で都の資金を原資とした助成金を受領した、若しくは今後受領する予定のある経費

※都若しくは公社、又は区市町村が実施する都の資金を原資とした助成で、本事業の助成対象経費が重複するものは、併給できません。

➤ 配管及び配線

助成対象設備間をつなぐもの及び助成対象設備と助成対象外設備をつなぐものについて、その接続部分までを助成対象とします。

➤ リース契約の場合

リース使用者が本助成金の利益を受けられるようにリース契約においては、使用料金から助成金相当分を減額してください。なお、リース事業者とリース使用者の間で、減額が不要であることが合意されていれば、減額は不要です。

- 再生可能エネルギー発電設備が既に設置されている又は設置する予定の場合

① パワーコンディショナの按分計算

■ パワコン按分計算

右図における通電経路

右図の例の場合、ハイブリッドパワーコンディショナー（5.0kW）には、停電時に①モジュール②蓄電池の2経路から特定負荷に対して電気が流れていることが見受けられる。これによって、パワーコンディショナー（5.0kW）は太陽光と蓄電池の共通設備であり、按分が必要と分かる。

按分計算は以下の通りである。

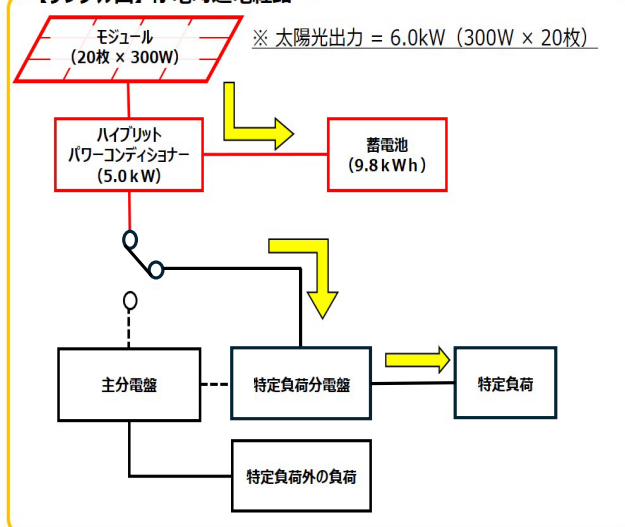
$$PCS_{\text{太陽光}} = PCS\text{金額} \times \frac{\text{太陽光出力}}{\text{太陽光出力} + \text{蓄電池容量}}$$

$$= PCS\text{金額} \times \frac{6.0}{6.0 + 9.8} \dots \text{①}$$

$$PCS_{\text{蓄電池}} = PCS\text{金額} \times \frac{\text{蓄電池容量}}{\text{太陽光出力} + \text{蓄電池容量}}$$

$$= PCS\text{金額} \times \frac{9.8}{6.0 + 9.8} \dots \text{②}$$

【サンプル図】停電時通電経路



※蓄電池一体型ハイブリッドPCSの場合は、ハイブリッドPCS単体の参考価格を提示していただく必要があります。

【蓄電池設備に関して共通利用設備がある場合の申請について】

発電設備と蓄電池設備の共通利用設備がある案件について、経費計算が複雑になり、別途資料が必要になる場合もありますので、交付申請前にご相談ください。

- 電気自動車へ充放電できる機能を有するパワーコンディショナ（以下、TPCS とします。）を導入する場合

①全額助成対象となる場合（電気自動車を保有している若しくは実績報告時までに所有する予定の場合）

電気自動車を既に所有している場合は、車検証を交付申請時に提出してください。電気自動車を実績報告時までに所有する場合は、その旨がわかる書類を交付申請時に提出し、実績報告時に車検証を提出してください。

②全額助成対象とならない場合

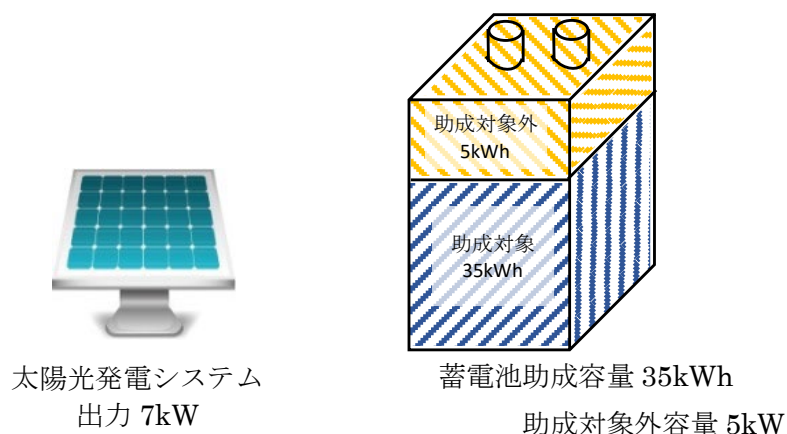
①以外で TPCS を導入する場合は、電気自動車へ充放電できる機能は、助成対象外の機能とみなすため、TPCS 本体購入費と設置に係る工事費の 2/3 を助成対象経費とします。

【蓄電池単独設置】

【既に再生可能エネルギー発電設備を導入している施設に蓄電池を単独で設置する場合】

「再生可能エネルギー発電設備の発電容量」×「5時間」までを助成対象の蓄電池容量とします（再生可能エネルギー発電設備からの電気を優先的に蓄電したうえで、不足分を系統電力から蓄電することができます。）。

〈例〉太陽光発電システム出力7kW、蓄電池：40kWの場合



蓄電池の助成対象経費となる蓄電容量は最大 35kWh（7kW×5時間）となり、35kWhを超える部分は助成対象外となります。

※既に本事業で蓄電池が設置されている施設に地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業で再エネ発電設備を新たに導入する場合、設置されている蓄電池の蓄電定格容量（kWh）を5時間で除した値の容量（kW）を下限の定格発電容量（kW）として、再エネ発電設備を導入する必要があります。

【蓄電池単独設置】

【既に蓄電池が単独で設置されている施設へ再生可能エネルギーと蓄電池を追加導入する場合】

①蓄電池単独設置で蓄電定格容量 15kWh の蓄電池を設置



蓄電池定格容量 10kWh

②本事業で発電設備と新たな蓄電池を設置



太陽光発電システム
出力 5kWh

+



蓄電池定格容量 20kWh
助成対象となる蓄電池定格容量 15kW

①で蓄電池を単独で設置し、②でさらに蓄電池を増設する場合、助成対象蓄電容量が控除されます。

例の場合、発電容量 5 kW に 5 時間乗じた蓄電容量が助成対象となる蓄電容量の上限となり、①で蓄電池を単独設置されている蓄電池容量 5 kWh を控除する必要があります。

従って、②で申請する時の蓄電池の助成容量の上限は 15kWh となり、5 kWh 分については、助成対象外として申請する必要があります。

➤ 自社製品の調達がある場合

助成対象経費の中に本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者の自社製品の調達がある場合は、利益等排除を行った経費が助成対象経費となります。自社調達の場合は、原価をもって助成対象として利益排除を行います。

＜利益等排除について＞

助成事業において、助成対象経費の中に助成対象事業者（交付要綱第8条第2項に掲げる共同で申請を行う者を含む。）の自社又は資本関係にある会社からの調達分（工事を含む）がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により助成対象経費を算出します。

利益等排除の対象となる場合

- ① 自社からの調達の場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- ③ ②を除く関係会社（助成対象事業者との持株比率が20%以上100%未満）からの調達の場合

【①及び②に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）をもって助成対象経費とします。

→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）

〔原価と証明できない場合〕

①の場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

②の場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 市場流通価格又は取引価格 × (1 - 自社又は調達先の売上総利益率)

【③に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）と調達品に対する経費等（販売費及び一般管理費）の合計を助成対象経費とします。

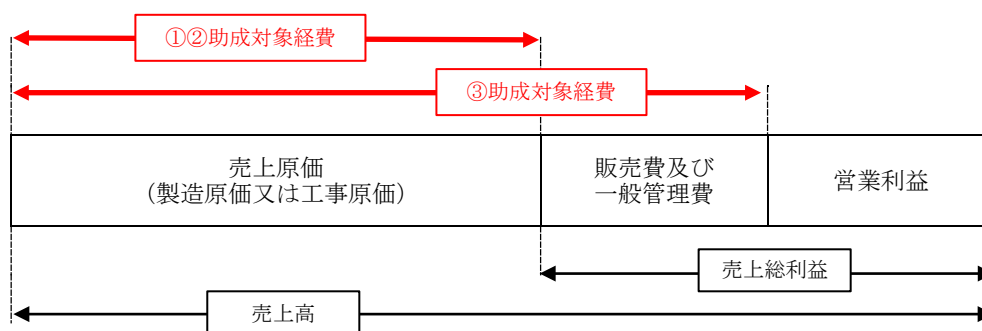
→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価） + 経費等（販売費及び一般管理費）

〔原価及び経費等を証明できない場合〕

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の営業利益率)

助成対象経費のイメージ図



※上記内容の判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

書類の提示がない場合は、利益等排除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

2.5 助成金の額(交付要綱第7条参照)

「2.4 助成対象経費」について、本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、助成対象事業者や助成対象設備の種別に応じて以下に示す算出方法を用いた金額とします。

【助成対象事業者の種別及び助成率、上限額】

助成対象事業者の種別		助成率	上限額
①	中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項の要件を満たす民間企業(次頁参照)	3/4以内	900 万円
②	個人事業主		
③	独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人		
④	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人		
⑤	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人		
⑥	医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 39 条に規定する医療法人		
⑦	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人		
⑧	事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等		
⑨	法律により直接設立された法人		
⑩	上記①から⑨までに準ずる者として公社が適当と認める者		
⑪	①から⑩以外の民間事業者	2/3以内	800 万円

- リース契約を用いて助成対象設備を設置する場合は、リース使用者の種別に応じ助成率及び上限額を適用します。
- 本助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
- 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の要件を満たす会社及び個人とは、次の要件を満たす者としてします。

業種分類（日本標準産業分類）	要 件
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下又は 常時使用する従業員の数 300 人以下
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下又は 常時使用する従業員の数 100 人以下
③ サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下又は 常時使用する従業員の数 100 人以下
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下又は 常時使用する従業員の数 50 人以下

注 1）この要件は、中小企業庁の定義に従っています。

注 2）「業種分類」は、日本標準産業分類による区分です。複数の業種がある場合は、「売上高」が大きい方を主たる業種とします。

注 3）資本金規模若しくは従業員規模のどちらかを満たす必要があります。

注 4）「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、会社役員及び個人事業主は該当しません。

注 5）中小企業基本法上の「会社」の範囲は、会社法上の会社等（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例：有限会社/会社法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律））及び士業法人（弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人）です。

<参考>中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）（抄）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

【蓄電池設備を導入する場合（本事業のみで申請する場合）】

種別	本事業のみで申請する場合
①～⑩ の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・ 助成金額＝助成対象経費×3/4（助成率） ・ 助成金額＝助成対象となる蓄電池定格容量（kWh）×15 万円/kWh
⑪の事業者	以下のいずれか小さい額を決定 ・ 助成金額＝助成対象経費×2/3（助成率） ・ 助成金額＝助成対象となる蓄電池定格容量（kWh）×13 万円/kWh

【蓄電池設備を導入する場合（国等の補助金等を併用して申請する場合）】

種別	国等の補助金等を併用して申請する場合
①～⑩ の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・ 助成金額＝{助成対象経費－国等の補助金額（本助成対象分）}×3/4（助成率） ・ 助成金額＝助成対象となる蓄電池定格容量（kWh）×15 万円/kWh $\times \left[\frac{\{\text{助成対象経費} - \text{国等の補助金額（本助成対象分）}\}}{\text{助成対象経費}} \right]$
⑪の事業者	以下のいずれか小さい額を決定 ・ 助成金額＝{助成対象経費－国等の補助金額（本助成対象分）}×2/3（助成率） ・ 助成金額＝助成対象となる蓄電池定格容量（kWh）×13 万円/kWh $\times \left[\frac{\{\text{助成対象経費} - \text{国等の補助金額（本助成対象分）}\}}{\text{助成対象経費}} \right]$

2.6 交付の条件(交付要綱第 11 条参照)

助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、助成事業者に対し、次に掲げる条件を付するものとします。

(1) 善良な管理者の注意を持って助成事業を管理運用すること

助成事業者は、交付要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。

(2) 交付決定が取り消された場合は、それに従うこと

助成事業者は、公社が交付要綱第 22 条第 1 項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従ってください。

(3) 助成金を返還請求された場合は、納付すること

助成事業者は、公社が交付要綱第 23 条第 1 項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第 24 条第 2 項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。また、この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 25 条第 2 項の規定に基づき延滞金を納付してください。

(4) 報告を求められた場合又は現地調査等が実施される場合は、公社の指示に応じること

助成事業者は、公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求めた場合、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じてください。

(5) 都又は公社への情報提供に協力すること

助成事業者は、蓄電池に関する取組の検討の参考として、都又は公社から蓄電量及び工事の内容等に関する情報を提供するよう求められた場合は、これに協力してください。

(6) 都又は公社の事例公表に同意すること

助成事業者(2 者以上いる共同申請の場合は、需要家等を含む。)は、都又は公社が蓄電池の普及啓発に係る事例として、助成事業名、助成事業者名、所在地、助成事業の内容等を公表しようとする場合は、これに同意してください。

(7) 省エネルギー診断を受診すること

助成事業者(2 者以上いる共同申請の場合は、需要家等を含む。)は、公社が実施している省エネルギー診断を実績報告書提出までに受診してください。ただし、省エネルギー診断の対象でない事業者や、省エネルギー診断受付終了等の理由で受診できない事業者は「省エネルギー推進体制図」を提出してください。

※省エネルギー診断の対象は、前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 未満の事業所になります。

※交付申請時点から過去 3 年以内に上記省エネルギー診断を受診している場合は、省エネルギー診断を受診することができません。その場合は、報告書の表紙の写しを提出

【蓄電池単独設置】

してください。過去の省エネルギー診断報告書を紛失等している場合は、省エネルギー診断の担当者へご連絡ください。

※省エネルギー診断を受診したが、実績報告書提出締切までに省エネルギー診断報告書を提出できない場合は、実績報告書提出前に公社へ相談してください。

(8) 助成事業概要及び省エネルギー対策の取組等を公表すること

インターネットの利用又はその他適切な方法により、設置した地産地消型再生可能エネルギー発電等設備の概要、設置場所、設置目的、他の事業者の地産地消型再生可能エネルギー発電等設備の導入の参考となる情報及び助成事業者が行う省エネルギー対策の取組を公表してください。

(9) 他の事業所等において再生可能エネルギー設備が導入できるか検討すること

地産地消型再生可能エネルギー発電設備が既に設置されている又は今後設置予定がある施設以外の施設において蓄電池を単独で設置する場合は、当該施設に地産地消型再生可能エネルギー発電設備を導入すること若しくは再エネ 100%電力メニューを調達すること又はその両方を検討してください。

(10) 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議が公表している「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(最新版)を遵守するよう努めてください。

(11) 交付要綱その他法令の規定を遵守すること

助成事業者は、助成事業の実施に当たり、交付要綱その他法令の規定を遵守してください。

2.7 契約等(交付要綱第 12 条参照)

- (1) 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴取又はその他の方法により、競争に付さなければならないこととし、最安の見積書を提示した業者と契約を締結するものとします。

交付申請時には、競争による見積を聴取した根拠として、2 社以上の見積を提出する必要があります。

ただし、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合は、この限りではありません。

なお、競争に付さない場合は、発注先の選定理由を記載した書類を提出してください。発注先の選定理由が妥当であるかを公社にて審査します。

※競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合とは…

特別な技術を要する案件や特許制度にかかる案件などにより、他の施工会社では請負困難である場合等を指します。

- (2) 助成対象外部分の工事等に関する発注・契約が生じ、助成対象部分と一括で契約する場合は、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしてください（助成対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別できない場合、助成金のお支払いができないことがあります。）。

3. 申請の方法

3.1 助成金交付申請期間

交付申請期間： 申請受付開始から令和8年3月31日（火）17：00 必着

- （１）交付申請期間を過ぎた後に到着した申請書は、受理できませんのでご注意ください。
- （２）受理前に申請内容を公社が確認し、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、公社が求めた修正を行わないときは受理できないので、ご注意ください。
- （３）交付申請手続きについては、十分に時間の余裕をもって当たっていただくようお願いいたします。
- （４）上記期間に受理された交付申請書は、受理ができた順に審査を行います。
- （５）受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日の17時（以下「予算超過日」という。）をもって申請の受理を停止します。
- （６）予算超過日に申請書類を受理した場合は、予算超過日の前日における予算残額を、予算超過日に受理した申請件数で割った金額（千円未満の端数切捨て）を予算超過日到着1件当たりの上限額とします。

3.2 申請書類

- （１）助成対象事業者は、「4. 申請書類提出方法等」や「電子申請手引き（交付申請）」を参考に申請書類一式を作成し、公社のHPから電子申請してください。

なお、提出された申請書類については、原則、返却いたしませんので、助成対象事業者用として手元に控えをご用意ください。

申請書類の様式については、公社のホームページから最新の様式をダウンロードして使用してください。古い様式の場合には受理できませんので十分ご注意ください。

URL (<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chisan3>)

- （２）必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。

3.3 手続代行者（交付要綱第9条参照）

助成対象事業者は、本助成金の交付申請等に係る手続の代行を、第三者に対し依頼することができます。手続代行者、申請者とも次に記す内容を理解したうえで手続きを行ってください。

- (1) 助成対象事業者から依頼を受け、当該申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、本手引き 2.2（2）に該当し、同手引き 2.2（3）に該当しないものでなければなりません。
- (2) 手続代行者は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、助成対象事業者との連携を図り、事業が円滑に推進できるようにしてください。
- (3) 公社は原則として、申請書類等についての助成対象事業者への質問や修正依頼を手続代行者に連絡しますので、手続代行者が窓口となって対応してください。
- (4) 交付決定通知書、助成金額確定通知書等公社からの通知文の送付は、助成対象事業者に対して行います。ただし、助成対象事業者が手続代行者に対する通知文の送付を求めた場合、手続代行者へ送付します。手続代行者は通知文が手元に到着したら、速やかに助成対象事業者に共有してください。なお、手続代行者への郵送を希望する場合は、手続代行者への郵送先がわかる資料（登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し等）を提出してください。

※公社は必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱並びに本手引の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんので、ご注意ください。

3.4 助成金交付申請にあたっての留意事項

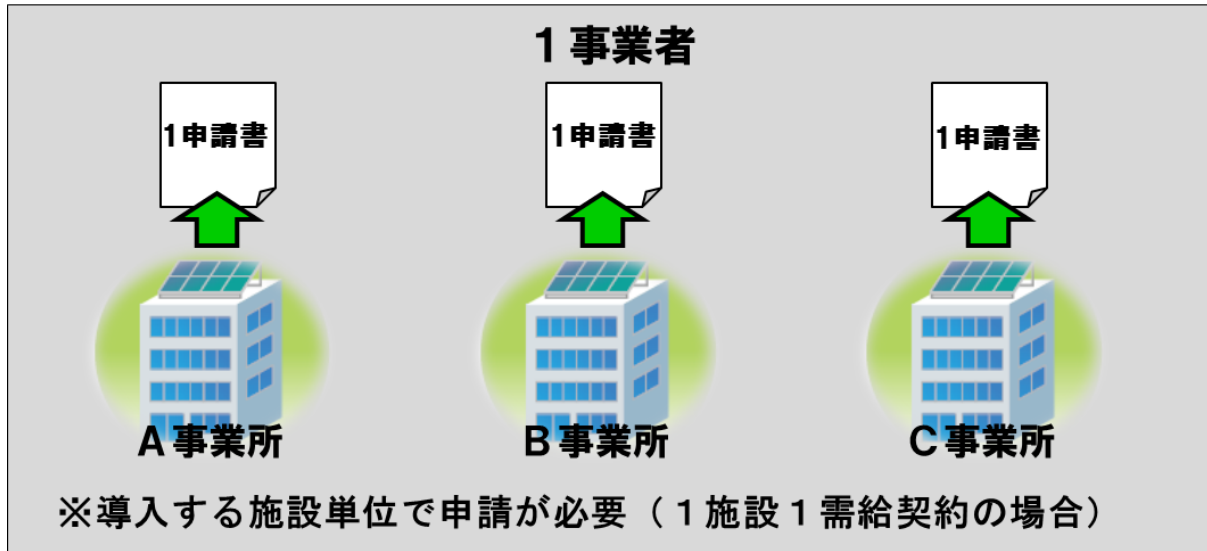
助成金交付申請にあたり、助成対象事業者は、次の点に留意してください。

- (1) 助成対象事業者や共同申請者が、助成対象設備を設置する施設の所有者又は管理者ではない場合、施設の所有者又は管理者から同意を得た上で、申請してください。
- (2) 申請にあたり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある、公社が必要に応じて求めた書類を提出できない場合は、不交付決定となる場合があります。
- (3) 申請単位は、電気事業者との 1 需給契約に対し、一つの申請単位とします。

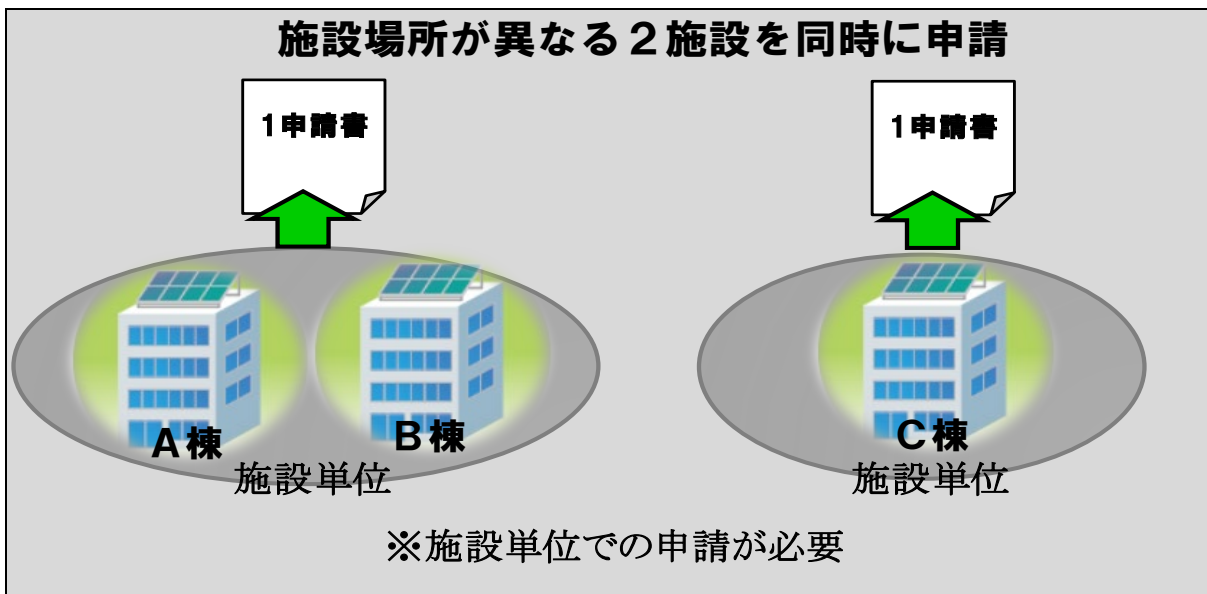
蓄電池単独で設置する場合においては、電気事業者との 1 需給契約に対し、一つの申請単位とします。※原則 1 施設 1 受給契約を申請単位とします。

※一構内複数の建屋ごとに再生可能エネルギー設置に係る契約を結ぶ場合は 1 契約 1 事業とします。ただし、導入する再生可能エネルギーの発電容量は需要先での消費電力量の範囲内であること。

【1 事業者が複数申請する場合】

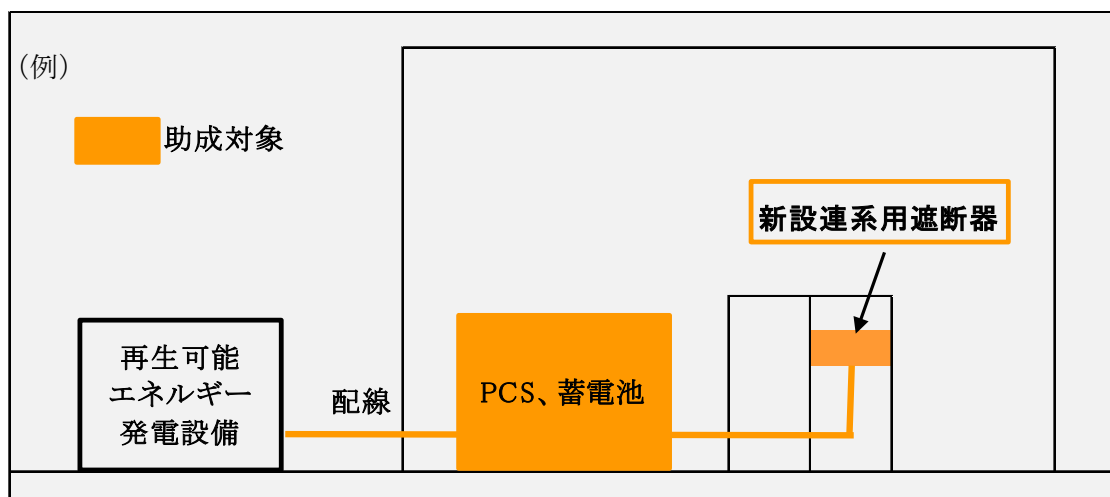


【複数施設に同時に蓄電池を導入する場合】※原則 1 施設 1 受給



※こうしたケース以外に申請を分ける必要がある場合には、個別に公社までご相談ください。

(4) 再生可能エネルギー発電設備がある場合の助成対象範囲は、次のとおりとします。



(5) 申請設備については、次のとおりです。不備・誤りのないよう、ご注意ください。

- ①助成対象設備の仕様については、必要に応じて機器カタログなどを用いて記載してください。
- ②電力の計測点（電力：電流・電圧、熱量：流量・出入口温度又は蒸気圧）は、機器配置図に明記してください。
- ③地産地消型再生可能エネルギー発電等設備での電力系統が分かるように、単線結線図に施設での接続点や系統制御の方法等を記載してください。
- ④助成対象設備は、図面（機器配置図、単線結線図、システム系統図）上判別がつくように朱書き等の対応をしてください。

【蓄電池設備に関して共通利用設備がある場合の申請について】

発電設備と蓄電池設備の共通利用設備がある案件について、経費計算が複雑になり、別途資料が必要になる場合もありますので、交付申請前にご相談ください。

3.5 審査

(1) 審査の流れ

審査は、書類による要件及び事業内容等を次の手順で実施します。

- ①「2.1 助成対象事業」、「2.2 助成対象事業者」、「2.3 助成対象設備」及び「2.4 助成対象経費」に必要な書類が揃っているかを確認します。
- ②助成金交付申請書類等の提出された書類の内容が、本助成金制度に適合しているかを審査します。
- ③審査期間中に設計変更や公社からの不備指摘等により、交付申請額の増額が見込まれる場合、同一申請での交付申請額の増額は認めていません。交付申請額の増額を希望される場合は、再申請による出えん金の予算超過や工事の遅延を考慮した上で、申請を取下げ、再申請してください。

※審査の過程で、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行う場合がありますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

※審査結果については、交付の可否を書面等で通知します。

※審査料等は徴収しませんが、申請書類作成等に係る経費は、助成対象事業者にて負担してください。

※助成対象事業者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。

※公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

（２）審査基準

助成対象事業ごとに、次の要件をひとつでも満たさない場合は、交付決定することができません。

①助成事業の内容が、実施要綱及び交付要綱の要件を満たしていること。

②助成対象事業者及び助成対象事業の内容が、以下の「審査項目表」に記載する要件を満たしていること。

＜審査項目表＞

審査項目	小項目	評価基準
1. 助成対象事業者	(1)助成対象事業者の要件	実施要綱及び交付要綱の要件に該当する者であること
2. 助成対象設備	(2)助成対象設備の要件	助成対象設備の規模・能力が要件を満たしていること
3. 助成対象経費	(3)価格の妥当性	助成対象経費の価格が妥当であり、助成対象外経費が含まれていないこと

※次の場合は交付決定されませんので、十分注意してください。

- ・事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない場合又は見込みが示されていない場合
- ・建設業法等各種法律を遵守できていない場合（例えば、建設業許可が必要な規模の金額においては、建設業許可を有さない業者からの見積は認められません。）
- ・事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合
（例：計画が明示されていない、容量計算されていない等）
- ・その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合
- ・設置する設備の性能が実証されていない場合
（技術が開発段階である場合、又は実証試験中の場合等）
- ・事業に供する原料の確保（原料の入手先、量、価格調整等に関する一切）がされていない場合

※不備書類訂正や追加資料等の提出通告期限（通告日の翌日から起算して30日以内）を超過した場合は、申請を撤回したものとみなしますので、十分注意してください。

3.6 交付決定(交付要綱第 10 条参照)

(1) 交付決定通知

公社は申請された事業について審査を行い、予算の範囲内で交付を決定します。

審査の結果、交付決定された事業については、交付要綱の規程に基づき、助成金の交付を決定した助成対象事業者（以下、「助成事業者」という。）に対し、「助成金交付決定通知書」（第 3 号様式）を送付します（助成対象事業者が手続代行者に対する通知を求めた場合はこの限り、手続代行者へ送付します。）。また、不交付決定となった事業については、「助成金不交付決定通知書」（第 4 号様式）を送付します。

※助成事業の交付に当たっては、「3.5 審査」に基づき審査を行います。

※交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、助成事業者に対して実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。助成事業完了後、助成事業者から実績報告の提出を受けた後に、公社からの通知により助成金額が確定します。なお、実際に助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、公社が通知した助成金額を超えてお支払いすることはできません。

(2) 交付決定通知書の確認

公社より送付された助成金交付決定通知書の内容をご確認ください。記載された内容等に異議が生じた場合は、申請の撤回をすることができます。

※助成金交付決定通知書は、大切に保管してください（以下同様に、公社からの文書及び関係書類は、実績報告を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から処分制限期間を超過するまで保存してください。）。再発行等の対応はいたしません。

3.7 助成事業の開始から完了まで

助成事業に係る契約等は、交付決定日以降に行ってください。国等他の補助事業と同時期に申請する場合も契約は当助成事業の交付決定以後に行ってください。

(1) 申請の撤回（交付要綱第 13 条参照）

助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し、異議がある等、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知を受領した日から 14 日以内に「助成金交付申請撤回届出書」（第 5 号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

➤ 提出期限 ⇒助成金交付決定通知を受領した日から 14 日以内に提出すること

(2) 助成事業の承継（交付要綱第 14 条参照）

助成事業者が、相続、法人の合併、分割等又はリース契約等における共同申請者への所有権移転により地位の承継が行われた場合、助成事業を承継する者（以下、「承継者」という。）は、速やかに「助成事業承継届出書」（第 6 号様式）を公社に提出してください。

公社は承継の内容を確認し、承継者が当該助成事業を継続して実施することが適切で

ないと認めたときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

➤ 提出期限 ⇒速やかに

(3) 助成事業の計画変更の届出（交付要綱第 15 条参照）

①助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更届出書（第 7 号様式）が必要です。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

➤ 提出期限 ⇒あらかじめ

ア 助成事業の内容を変更するとき。

※助成事業者や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。

イ 助成対象経費の金額や内訳を変更しようとするとき。

※ただし、交付決定額を超える変更は認められません。

※金額の内訳を変更し、交付申請時と交付決定額は変わらないが、新たな設備や工事を交付対象に追加することは認めません。

※変更申請に当たり、変更となった部分がわかる資料を添付してください。

※軽微な変更については、変更の届出の提出は必要ありませんが、事前に公社へご相談ください。

【※軽微な変更の例】

・助成対象として申請していた機器が廃盤となり、モデルチェンジにより型式が変更となったが、金額変更がない場合（メーカーが後継機器と判断している）

・助成対象外部分の機器が変更となったが、金額変更がない場合

※上記2つの例の場合においても例外が発生した際は、助成事業計画変更届出書の提出をお願いする場合がございます。事前に公社までお問い合わせください。

②公社は、前項の届出を受けたときは、必要に応じてその内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講じます。

③助成事業者が、前項に基づき計画変更を是正しないときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

(4) 事情変更による決定の取消し等（交付要綱第 16 条参照）

助成金の交付決定後、天災地変その他事情の変更により、助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合には、公社は助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

(5) 事業者情報の変更に伴う届出（交付要綱第 17 条参照）

助成事業者は、次の情報を変更した場合は、速やかに「事業者情報の変更届出書」（第 8 号様式）を公社に提出してください。

※助成事業の実施体制を変更する場合も、助成事業の内容変更該当します。

助成事業者	事業者情報の変更内容
個人事業主	氏名、住所、申請時に登録したメールアドレス等
法人	名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、申請時に登録したメールアドレス等

➤ 提出期限⇒速やかに

(6) 債権譲渡の禁止（交付要綱第 18 条参照）

助成事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継（交付要綱第 14 条の場合を除く。）することは原則として認められません。ただし、事前に公社の承認を得た場合は、この限りではありません。

(7) 助成事業の中止又は廃止の届出（交付要綱第 19 条参照）

①助成事業者は、やむを得ない理由により、助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに「助成事業中止（廃止）届出書」（第 9 号様式）を公社に届出する必要があります。

➤ 提出期限⇒速やかに

②公社は前項の届出を受けたときは、必要に応じてその内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(8) 助成事業の実績の報告（交付要綱第 20 条参照）

①助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに「実績報告書兼助成金交付請求書」（第 10 号様式）、その他交付要綱別表第 3 に掲げる書類を 4.2 実績報告に従い、公社に提出してください。

➤ 提出期限⇒助成事業が完了した日から起算して 30 日以内に提出すること

➤ 最終提出期限⇒令和 8 年 11 月 30 日 17 時まで（必着）

※すべての書類を上記提出期限までに提出する必要があります。

※不備書類訂正や追加資料の提出通告期限（通告日の翌日から起算して 30 日以内又は公社が指定する期限のいずれか早い日）までに当該不備の訂正が行われない場合、交付決定を取り消します。

②助成事業の完了日は、設置工事及び設備の試運転が完了し、助成事業者における支出義務額（助成対象経費全額）を支出完了（精算を含む）した日のいずれか遅い日とします。

③助成事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月末までに現金払い（金融機関による振込）で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等に

よる支払は認めません。

※事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに公社へ報告してください。天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として、公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間までに実績の報告をしてください。

3.8 助成金の額の確定及び助成金の交付(交付要綱第 21 条参照)

- (1) 公社は、実績報告書兼助成金交付請求書を受領した後、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査・面接（ヒアリング）等により、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を「助成金額確定通知書」（第 11 号様式）により通知します。
- (2) 上記（1）の規定により確定する本助成金の額は、交付要綱第 10 条第 2 項の交付決定通知書に記載した交付決定額(変更された場合にあっては、変更された後の額)と、助成金の実績報告額のいずれか低いほうとします。
- (3) 上記（2）の規定により本助成金の額を確定した後、助成事業者に本助成金を支払うものとします。

※本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

※申請どおりの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いは行いません。

※助成金の額が確定した後であっても、「3.9 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。

3.9 交付決定の取消し(交付要綱第 22 条参照)

- (1) 助成事業者が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けることがあります。
 - ①虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - ②交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - ③本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - ④交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - ⑤その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令・条例又は交付要綱の規定に違反したとき。

＜取消しの具体例＞

- ・要件を満たさない仕様の設備を設置した場合
- ・再生可能エネルギー発電設備が FIT 制度又は FIP 制度における認定を受けた場合
- ・交付決定日前に、発注、契約書の締結、助成対象設備の施工を行っていた場合
- ・他の都の助成金等との重複受給が判明した場合

- ・本手引き及び交付要綱に明記されている事業に必要な書類が提出されない場合

(2) 公社は、上記により取消しを行った場合は、速やかに当該助成事業者に対し、助成金交付決定取消通知書（第 12 号様式）により通知します。ただし、助成事業者に対して通知が到達しない場合（転居先不明等）は、到達したものとみなします。

※通知書類が到達しない場合には、上記のとおりみなしとして取消しの措置を行うことがございますので住所変更等がありましたら必ず「事業者情報の変更届出書」（第 8 号様式）を速やかに提出してください。

3.10 不正手続等に対する措置（交付要綱第 22 条の2参照）

公社は、交付申請者、助成事業者又は手続代行者（以下 3.10 において「交付申請者等」という。）が、偽りその他不正の手段により交付要綱に規定する手続を行い、又は交付要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じることがあります。この場合において、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続等を行ったものとみなします。

- ① 交付要綱第 10 条第 2 項の規定による本助成金の不交付の決定（3.4 助成金交付申請にあたっての留意事項（2））、第 22 条第 1 項の規定による交付決定の取消し（3.9 交付決定の取消し）、第 23 条第 1 項の規定による本助成金の返還（3.11 助成金の返還）及び第 24 条第 1 項の規定による違約加算金の納付（3.12 違約加算金）
- ② 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること
- ③ 氏名又は名称及び不正内容を公表すること

3.11 助成金の返還（交付要綱第 23 条参照）

(1) 公社が交付決定の取消しを行った場合において、既に交付された助成金があるときは、助成事業者は、助成金の全部又は一部を公社に返還しなければなりません。公社はその旨を助成事業者へ助成金返還請求通知書（第 13 号様式）により通知します。

(2) 助成事業者は、公社から助成金返還請求通知書（第 13 号様式）により通知を受け、助成金の返還を行った場合には、「助成金返還報告書」（第 14 号様式）により、公社へ報告する必要があります。

3.12 違約加算金（交付要綱第 24 条参照）

(1) 「3.9 交付決定の取消し」により助成金交付決定の全部又は一部取消しとなった場合において、公社は、助成事業者に対し、助成金を受領した日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求させていただきます。

- (2) 助成事業者は、上記(1)による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.13 延滞金(交付要綱第 25 条参照)

- (1) 助成事業者が公社の返還請求に応じず、公社が指定する期限までに返還金額(違約加算金がある場合には違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、公社は助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求いたします。
- (2) 助成事業者は、上記(1)による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.14 他の助成金等の一時停止(交付要綱第 26 条参照)

公社は、助成事業者に対し、助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺いたします。

3.15 財産の管理及び処分(交付要綱第 27 条参照)

助成事業者は、取得財産等の管理及び処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)に関して、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 取得財産等については、処分制限期間において、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図り、処分を行ってはなりません。
- (2) 助成事業者は、処分制限期間に、助成対象設備の譲渡等(交付要綱第 27 条第 1 項第六号に規定する譲渡を除く。)により、取得財産等の所有者を変更しようとする場合は、あらかじめ公社の承認を受けなければなりません。この場合において、交付要綱第 10 条第 1 項の交付決定の内容及び同第 11 条の交付の条件等の本助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者(以下「変更後所有者」という。)に移転するものとします。
- (3) (2) の承認を受けようとするときは、助成事業者及び当該変更後所有者は、速やかに所有者変更承認申請書(第 15 号様式)を公社に提出してください。
- (4) 公社は、(3) の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る所有者の変更を承認するものとする。
- (5) 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものであって処分制限期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書(第 17 号様式)により公社の承認を受けてください。ただし、処分制限期間を経過した場合及び天

災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りではありません。

(6) (5) より取得財産等の処分を承認しようとする場合には、助成事業者に対し、必要に応じて助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環公総地第 6 号）第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を財産等の処分に係る納付額通知書（第 18 号様式）により請求します。

(7) 助成事業者は、前項の規定により算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

(8) (5) より取得財産等処分承認申請書による申請を受けたときは、当該申請に対する処分を承認し、速やかに財産等処分承認通知書（第 19 号様式）により通知します。ただし、(6) により算出金を請求する場合は、当該処分の承認及び通知は算出金が納付された後に行います。

< 参考：処分制限期間 >

再生可能エネルギー等設備の種別	期間
蓄電池	6 年

3.16 助成事業の経理(交付要綱第 28 条参照)

(1) 助成事業の経理について、助成事業者は、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を揃えておく必要があります。

(2) 助成事業者は、上記 (1) の帳簿や根拠書類について、実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から財産処分制限期間内は保存する義務を負っていただきます。

3.17 調査等、指導・助言(交付要綱第 29 条、30 条参照)

(1) 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関する報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行いますので、助成事業者は、これに協力しなければなりません。

(2) 本事業で設置した助成対象設備について、助成事業者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、公社は、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行います。

なお、助成事業者がこれに従わないときは、助成金交付決定の取り消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

3.18 個人情報等の取り扱い(交付要綱第 31 条参照)

- (1) 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供させていただくほか、国及び他の地方公共団体が行う助成金等の交付事業に関わる目的にのみ使用いたします。
- (2) 公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者等が都及び国等から交付される助成金その他の給付金の額に係る情報を都、国及び他の地方公共団体等と協議の上、当該都、国及び他の地方公共団体等から収集させていただく場合があります。
- (3) 上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

3.19 その他

本事業に係る都から公社への事務費の補助期間終了後は、交付要綱並びに手引きにおいて公社が行うこととされている各手続等については、東京都が実施するものとします。

4. 申請書類提出方法等

4.1 交付申請

(1) 提出期限

令和8年3月31日（火） 17：00 必着

(2) お問い合わせ先

①担当部署・受付時間

担当部署：公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

事業支援チーム 再エネ導入推進担当

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

② ホームページからのお問い合わせ

[ユチラ](#)をクリックしてください。

(3) 提出方法

原則として、電子申請の手引き（交付申請）を参考に電子申請システムから申請書類等を提出してください。

4.2 実績報告

(1) 提出期限

令和8年11月30日（月） 17:00 必着

期限を過ぎた場合は取り扱うことができません。

(2) お問い合わせ先（交付申請と同じ）

(3) 提出方法

原則として電子申請の手引き（実績報告）を参考に電子申請システムから、各実績報告書類等を提出してください。

4.3 その他提出書類

次の提出書類は、交付申請時に使用した「各様式一式」に必要事項を入力し、電子申請の手引き（その他提出書類）を参考に電子申請システムから pdf 形式で提出してください。

様式	書式名称	交付要綱
第5号様式	助成金交付申請撤回届出書	第13条
第6号様式	助成事業承継届出書	第14条
第7号様式	助成事業計画変更届出書	第15条
第8号様式	事業者情報の変更届出書	第17条
第9号様式	助成事業中止(廃止)届出書	第19条
第14号様式	助成金返還報告書	第23条

また、次の提出書類は、交付申請時に使用した「様式一式」に必要事項を入力し、電子メール（cnt-chisan3@tokyokankyo.jp）にて pdf 形式で提出してください。

様式	書式名称	交付要綱
第15号様式	所有者変更承認申請書	第27条
第17号様式	取得財産等処分承認申請書	第27条

4.4 様式一覧

様式	書式名称	交付要綱
共通様式1	事業実施計画書	—
共通様式2	助成対象事業経費算出書	—
第1号様式	助成金交付申請書	第8条
第2号様式	誓約書	第8条
第3号様式	助成金交付決定通知書	第10条
第4号様式	助成金不交付決定通知書	第10条
第5号様式	助成金交付申請撤回届出書	第13条
第6号様式	助成事業承継届出書	第14条
第7号様式	助成事業計画変更届出書	第15条
第8号様式	事業者情報の変更届出書	第17条
第9号様式	助成事業中止(廃止)届出書	第19条
第10号様式	実績報告書兼助成金交付請求書	第20条
第11号様式	助成金額確定通知書	第21条
第12号様式	助成金交付決定取消通知書	第22条
第13号様式	助成金返還請求通知書	第23条
第14号様式	助成金返還報告書	第23条
第15号様式	所有者変更承認申請書	第27条
第16号様式	所有者変更承認通知書	第27条
第17号様式	取得財産等処分承認申請書	第27条
第18号様式	財産等の処分に係る納付額通知書	第27条
第19号様式	財産等処分承認通知書	第27条

4.5 提出書類一覧

各提出書類の注意事項は、「4.6 提出書類とその注意事項」を参照ください。

(1) 交付申請に共通して提出が必要な書類

No.	提出書類		蓄電	備考
1	助成金交付申請書	第1号様式	○	
2	誓約書	第2号様式	○	
3	事業実施計画書	共通様式1	○	
4	助成対象事業経費算出書	共通様式2	○	
5	登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し	添付資料1	△	法人の場合提出すること。
	青色申告者等であることを証明する書類（写し）直近1か年分		△	個人事業主の場合提出すること。
6	設置及び電力供給場所（建物又は土地）の全部事項証明書の写し	添付資料2	○	
7	中小企業者であることが確認できる書類（写し）	添付資料3	△	中小企業の場合に提出すること（個人事業主の場合は不要）。
8	見積書	添付資料4	○	複数社分を提出すること。
9	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠	添付資料5	△	助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達等がある場合に提出すること。
10	設備の仕様内容がわかるもの（カタログ・パンフレット等）	添付資料6	△	
11	システム系統図	添付資料7	○	
12	単線結線図	添付資料8	○	熱については、バイオマス熱利用にバイオマスコージェネレーションを導入する場合に提出すること。
13	機器配置図	添付資料9	○	
14	対象施設等で必要とされる電力又は熱量の計算根拠	添付資料10	—	
15	再エネ設備から供給される発電量又は熱量の計算根拠	添付資料11	—	
16	リース契約書及びリース計算書（案）	添付資料12	△	・使用料金から助成金相当分を減額し、契約する場合、減額されていることが分かる資料を提出すること。 ・当事者間で助成金額相当分の減額がないことについて合意が取れている場合は、合意が取れていることが分かる資料を提出すること
17	省エネルギー診断申込書（写し）	添付資料13	△	法人又は個人事業主で省エネルギー診断を受診できない場合は「省エネルギー推進体制図」を提出すること。

【蓄電池単独設置】

No.	提出書類		蓄電	備考
18	国等の助成金等において受領した交付決定通知書等（写し）	添付資料 14	△	・国等の助成金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出すること。
19	一時転用許可を申請したことが確認できる書類	添付資料 15	－	・営農型太陽光発電設備を設置する場合に提出すること（一時転用許可を取得済みの場合は、許可書の写し）
20	交付要綱第 3 条第 5 項第一号を満たすことがわかる資料	添付資料 16	－	・地域活性化につながる再エネ設備を設置する場合
21	交付要綱第 3 条第 5 項第二号を満たすことがわかる資料	添付資料 17	－	・地域活性化につながる再エネ設備を設置する場合
22	電子データ式		○	
23	その他交付申請に必要な書類	添付資料 18	△	

（２）その他交付申請に必要な書類（添付資料 18）

No.	提出書類	提出対象となる事業者
1	蓄電池が耐熱性を有していることが第三者機関により証明されていることがわかる書類	蓄電池を申請する事業者
2	実施体制図	2.2 助成対象事業者（４）２）の申請スキームで申請する事業者
3	手続代行者への郵送先がわかる資料	手続代行者へ交付決定通知書の送付を希望する事業者

(3) 実績報告書時に共通して必要な提出書類一覧

No.	提出書類		蓄電	備考
1	実績報告書兼助成金交付請求書	第 10 号様式	○	
2	助成対象事業経費算出書	共通様式 2	○	
3	システム系統図	添付資料 1	○	
4	単線結線図	添付資料 2	○	熱については、バイオマス熱利用にバイオマスコージェネレーションを導入する場合に提出すること
5	機器配置図	添付資料 3	○	
6	銘板写真	添付資料 4	○	
7	工事写真	添付資料 5	○	
8	契約書（写し）	添付資料 6	○	注文書（写し）及び注文請書（写し）の組合せでも可。
9	請求書（写し）	添付資料 7	○	
10	領収書（写し）等の支払いが完了したことが分かる書類	添付資料 8	○	
11	保証書又は出荷証明書（写し）	添付資料 9	○	納品日、型式、製造番号、数量等がわかるものを提出すること。
12	試運転結果報告書	添付資料 10	○	
13	電力会社との協議内容がわかる資料	添付資料 11	△	
14	国等の助成金等において受領した交付額確定通知書等（写し）	添付資料 12	△	・国等の助成金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談すること。
15	省エネルギー診断に係る報告書の表紙（写し）	添付資料 13	△	省エネルギー診断を受診した場合に提出すること。
16	再エネ設備情報及び省エネルギー対策の取組内容が公表されていることがわかる資料	添付資料 14	○	
17	振込口座が確認できる資料	添付資料 15	○	
18	リース契約書及びリース計算書（写し）	添付資料 16	△	・使用料金から助成金相当分を減額し、契約する場合、減額されていることが分かる資料を提出すること。 ・当事者間で助成金額相当分の減額がないことについて合意が取れている場合は、合意が取れていることが分かる資料を提出すること
19	一時転用許可書（写し）	添付資料 17	—	・営農型太陽光発電設備を設置する場合、提出すること
20	交付要綱第 3 条第 5 項第一号を満たすことがわかる資料	添付資料 18	—	・地域活性化につながる再エネ設備を設置する場合

				・ 交付申請時に提出した書類について、確定資料（締結済協定書）を提出すること。
21	交付要綱第3条第5項第二号を満たすことがわかる資料	添付資料 19	—	・ 地域活性化につながる再エネ設備を設置する場合 ・ 交付申請時に提出した書類について、確定資料を提出すること。 ・ 交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要とする。
22	電子データ一式		○	
23	その他公社が必要と認める書類	添付資料 17	△	

4.6 提出書類とその注意事項

（１）交付申請時に共通して提出が必要な書類

助成対象設備等に関わらず、提出が必要な書類は次のとおりです。助成対象設備等に
応じて必要な書類は「4.6（２）その他交付申請に必要な書類」より確認してくださ
い。提出するファイルの形式は、指定がない限り pdf で提出してください。

①助成金交付申請書（第１号様式）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 交付申請時に申請用 URL から必要事項を入力してください。pdf のアップロードはありません。
- ・ 「④助成対象事業経費算出書（共通様式２）」や添付書類から正しく申請用 URL へ転記してください。

②誓約書（第２号様式）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 交付申請時に申請用 URL から必要事項を入力してください。pdf のアップロードはありません。
- ・ 手続代行者が申請する場合は、助成対象事業者や共同申請者から誓約事項にあらかじめ承諾を得たうえで申請してください。
- ・ 助成対象事業者が共同申請者と申請する場合は、共同申請者から誓約事項にあらかじめ承諾を得たうえで申請してください。
- ・ 助成対象事業者や共同申請者と助成対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合は、施設所有者等に事業実施に同意を得てから申請してください。

③ー 1 事業実施計画書（共通様式 1） 1. 助成事業に関する基本情報

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 交付申請時に申請用 URL から必要事項を入力してください。pdf のアップロードはありません。
- ・ 共通様式 2 や添付書類から正しく申請用 URL へ転記してください。

③ー 2 事業実施計画書（共通様式 1） 2. 設備の概要

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 本事業の HP から様式一式をダウンロードし、該当する箇所を入力し、全体と蓄電池単独のシートを pdf 化したものを申請用 URL へアップロードしてください。
- ・ 設備の型式名や数量、見積明細番号は、図面や見積書等の添付書類と一致したものを提出してください。
- ・ 設備の仕様が確認できる URL は、https や http から始まる URL を記載し、URL 内で機器の仕様、メーカー名、型式、能力等が確認できるものを提出してください。設備の仕様が確認できる URL が記載できない場合は、「⑩設備の仕様内容がわかるもの（カタログ・パンフレット等）（添付資料 6）」を申請用 URL へアップロードしてください。
- ・ 蓄電池を申請する場合は、耐熱焼性を有していることが第三者機関より証明されていることがわかる資料提出してください。URL やカタログ等から確認できない場合、別途「その他交付申請に必要な書類（添付資料 18）」より提出してください。

④助成対象事業経費算出書（共通様式 2）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 本事業の HP から様式一式をダウンロードし、該当する箇所を入力し、pdf 化したものを申請用 URL へアップロードしてください。

⑤ー 1 登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し（添付資料 1）

ア. 提出対象となる事業者：個人事業主を除く法人

イ. 注意事項

- ・ 共同申請の場合は、全申請者分を提出してください。
- ・ 発行から 3 ヶ月以内のものを提出してください。

- ・履歴事項全部証明書の提出は認めませんが、登記情報提供サービスよりダウンロードしたデータは提出可能です。
- ・「法律により直接設立された法人」（実施要綱第5条第1項第一号ケ）に該当する場合は、それを証明する行政機関から通知された許可証等の写しを提出してください。

⑤ー2 青色申告者等であることを証明する書類（写し）直近1か年分（添付資料1）

ア. 提出対象となる事業者：個人事業主

イ. 注意事項

- ・共同申請の場合は、全申請者分を提出してください。
- ・直近1か年分の以下のいずれかの書類と開業届（写し）を提出してください。
 - a. 税務代理権限証書の写し
 - b. 税理士・会計士等による青色申告内容が事実と相違ないことの証明（任意様式）
 - c. 税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写し
※マイナンバーが記載されている箇所は黒塗りにしてください。
※電子申告を行った場合は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で確認できる受信結果（受信通知）のスクリーンショットを併せて提出してください。
 - d. 事業所得に係る納税通知書等の写し等
※青色申告を行っていない場合は、事前に公社までお問い合わせください。

⑥設置及び電力供給場所（建物又は土地）の全部事項証明書の写し（添付資料2）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・助成対象設備を設置及び電力を供給する場所の全部事項証明書の写しを発行から3ヵ月以内のもので提出してください。
- ・履歴事項全部証明書の提出は認めませんが、登記情報提供サービスよりダウンロードしたデータは提出可能です。
- ・建物に設置する場合：現在事項全部証明書（建物）（ただし、新築で未登記の場合は、確認申請書、確認済証又は検査済み証の写しを提出してください。）
- ・土地に設置する場合：現在事項全部証明書（土地）（表題部及び権利部の記載があるもの）
- ・設置場所が登記を要しない場合：事前に公社までお問い合わせください。

⑦中小企業者であることが確認できる書類（写し）（添付資料3）

ア. 提出対象となる事業者：中小企業者のうち、資本金が中小企業の要件を超過している事業者

イ. 注意事項

- ・「⑤－1 登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し（添付資料1）」にて、資本金が中小企業の要件以下の場合は提出不要です。
 - ・従業員数が確認できる次のいずれかの書類を提出してください。
 - a. 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（税務署の押印有）
 - b. 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（税務署の押印有）
- ※電子申告を行った場合は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で確認できる受信結果（受信通知）のスクリーンショットを併せて提出してください。

⑧見積書（添付資料4）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・「③－2 事業実施計画書（共通様式1）2. 設備の概要」及び「④助成対象事業経費算出書（共通様式2）」記載項目と突合できるように番号等を付け、その番号等を記載してください。
- ・経費の区分（設計費、設備費、工事費の区分）及び助成対象経費が明確に分かるように内訳を記載してください。
- ・競争により請負会社を選定する必要があります（ただし、公社が認めた場合を除く。）。選定方法の確認のため、2社以上の見積書を提出してください（契約締結は交付決定通知発行後に行ってください。）。
- ・競争により請負会社を選定する場合は、同等程度（±10%以内）の仕様として認められるものを徴収してください。
- ・競争により請負会社を選定しない場合は、交付申請前に公社へ相談してください。

⑨自社製品の調達等に係る経費の算定根拠（添付資料5）

ア. 提出対象となる事業者：助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達等がある事業者

イ. 注意事項

- ・提出対象となる事業者は手引き 2.4<利益等排除について>を参考にしてください。

⑩設備の仕様内容がわかるもの（カタログ・パンフレット等）（添付資料6）

ア. 提出対象となる事業者：「③－2事業実施計画書（共通様式）2．設備の概要」で
設備の概要 URL が明示できない事業者

イ. 注意事項

- ・ 機器の仕様、メーカー名、型式、能力等が確認できるものを提出してください。
- ・ 対象機器が確認できるよう、マーカ等で印を付けてください。

⑪システム系統図（添付資料7）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 助成対象となる設備間の関係性や電気の流れが確認できるよう記載してください。
- ・ 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）、凡例等で示してください。
- ・ 複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。
- ・ 助成対象機器の名称の近傍に、「③－2事業実施計画書（共通様式1（2．設備の概要））」及び「④助成対象事業経費算出書（共通様式2）」に記載した見積明細番号、型式名を記載してください。
- ・ 助成対象設備については、機器の能力（出力、容量、機器能力）を記載してください。

⑫単線結線図（添付資料8）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 既に再生可能エネルギー発電設備がある場合は再生可能エネルギー発電設備を明記し、作成してください。
- ・ 助成対象となる設備等を確認できるよう作成してください。
- ・ 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）、凡例等で示してください。
- ・ 複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。
- ・ 助成対象機器の名称の近傍に、「③－2事業実施計画書（共通様式1）2．設備の概要」及び「④助成対象事業経費算出書（共通様式2）」と記載した見積明細番号、型式名を記載してください。

- ・電力会社との責任分界点から、発電設備までの接続を確認できるよう記載してください。
- ・発電設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、明確に分かるように色分け等してください。なお、連系点が複数ある場合には、全数記載してください。

⑬機器配置図（添付資料 9）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・既に再生可能エネルギー発電設備がある場合は再生可能エネルギー発電設備を明記し、作成してください。
- ・導入設備と設置場所の寸法を記載した平面図を作成してください。
- ・「③－2 事業実施計画書（共通様式 1） 2. 設備の概要」へ記載した機器はすべて平面図へ記載してください。
- ・助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）、凡例等で示してください。
- ・複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。
- ・助成対象機器の名称の近傍に、「③－2 事業実施計画書（共通様式 1（2. 設備の概要））」及び「④助成対象事業経費算出書（共通様式 2）」に記載した見積明細番号、型式名を記載してください。

⑭対象施設等で必要とされる電力又は熱量の計算根拠（添付資料 10） **※提出不要**

⑮再エネ設備から供給される発電量又は熱量の計算根拠（添付資料 11） **※提出不要**

⑯リース契約書及びリース計算書（案）（添付資料 12）

ア. 提出対象となる事業者：リース契約等の賃貸借契約を行う事業者

イ. 注意事項

- ・リース（賃貸借）契約書（案）を提出してください。
- ・交付申請時点で使用料金が決定している場合は、使用料金から助成金相当分が減額されていることを証明できるリース（使用料）計算書（助成金の有無で各々、リース（使用）料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提出してください。ただし、当事者間で助成金額相当分の減額がないことについて合意が取れている場合は、合意が取れていることがわかる資料を提出してください。

⑰省エネルギー診断申込書（写し）（添付資料 13）

ア. 提出対象となる事業者：省エネルギー診断の対象事業者で省エネルギー診断申込済の事業者

イ. 注意事項

- ・省エネルギー診断の対象事業者のみ提出してください。ただし、対象事業者のうち、過去３年以内に省エネルギー診断を受診している事業者は、省エネルギー診断報告書の表紙の写しを提出してください。
- ・省エネルギー診断の対象となる事業者は[コチラ](#)より確認してください。
- ・省エネルギー診断の対象でない事業者や、省エネルギー診断受付終了等の理由で受診できない事業者は「省エネルギー推進体制図」を提出してください。

⑱国等の助成金等において受領した交付決定通知書等（写し）（添付資料 14）

ア. 提出対象となる事業者：国等の助成金等において受領した又は受領する見込みのある事業者

イ. 注意事項

- ・国等の助成金の交付を受ける場合に提出してください。
- ・国等の助成金の交付の内訳がわかる資料を提出してください。
- ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出してください。

⑲一時転用許可を申請したことが確認できる書類（添付資料 15）

※提出不要

⑳交付要綱第３条第５項第一号を満たすことがわかる資料（添付資料 16）

※提出不要

㉑交付要綱第３条第５項第二号ア～ウを満たすことがわかる資料（添付資料 17）

※提出不要

㉒電子データ一式

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・公社 HP よりダウンロードし、作成した「③－２事業実施計画書（共通様式１）
２．設備の概要」、「④助成対象事業経費算出書（共通様式２）」のエクセルデータを提出してください。

（２）その他交付申請に必要な書類（添付資料 18）

「(1) 交付申請時に共通して提出が必要な書類」に記載されている書類以外で、助成対象設備等に応じて交付申請に必要な書類は次のとおりです。電子申請する際は、「その他交付申請に必要な書類」にアップロードの上、申請してください。また、公社より、以下に記載がない書類を求められたら、提出してください。なお、提出するファイルの形式は、指定がない限り、pdf で提出してください。

①蓄電池が耐熱焼性を有していることが第三者機関により証明されていることがわかる書類

ア. 提出対象となる事業者：蓄電池を申請する事業者

イ. 注意事項

- ・「③－2 事業実施計画書（共通様式1） 2. 設備の概要」で設備の仕様が確認できる URL や「⑩設備の仕様内容がわかるもの（カタログ・パンフレット等）（添付資料6）」で蓄電池が認証機関から認証を受けていることが確認できない場合は、確認できる書類を提出してください。
- ・認証機関から認証を得ていない蓄電池を使用した設備の交付申請は、受け付けていません。

②実施体制図

ア. 提出対象となる事業者：2.2 助成対象事業者（4）2）の申請スキームで申請する事業者

イ. 注意事項

- ・助成対象事業者や共同申請者の役割がわかる体制図を提出してください。

③手続代行者への郵送先がわかる資料

ア. 提出対象となる事業者：手続代行者へ交付決定通知書の送付を希望する事業

イ. 注意事項

- ・手続代行者への郵送先がわかる資料（登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し等）を提出してください。

(3) 実績報告書時に共通して必要な提出書類一覧

提出するファイルの形式は、指定がない限り、pdf で提出してください。

①実績報告書兼助成金交付請求書（第10号様式）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 交付申請時と同様に実績報告用 URL から必要事項を入力してください。pdf のアップロードはありません。
- ・ 共通様式 2 や添付書類から正しく転記してください。

②助成対象事業経費算出書（共通様式 2）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 交付申請時に利用した「助成対象事業経費算出書（共通様式 2）」より作成し、全体と蓄電池単独のシートの pdf をアップロードしてください。

③システム系統図（添付資料 1）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 竣工後の図面を提出してください（記載方法は、交付申請時と同様です。）。

④単線結線図（添付資料 2）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 竣工後の図面を提出してください（記載方法は、交付申請時と同様です。）。

⑤機器配置図（添付資料 3）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 竣工後の図面を提出してください（記載方法は、交付申請時と同様です。）。

⑥銘板写真（添付資料 4）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 「(1) ③－2 事業実施計画書（共通様式 1 （2. 設備の概要)）」と型式名等が突合できるように搬入した助成対象設備の銘板写真を撮影してください。
- ・ 型式・製造番号の表示が欠けず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるものを提出してください。
- ・ 同一型式の機器は、代表となるものを 1 枚撮影し、提出してください。
- ・ 1 つの設備種別に複数の型式がある場合は、型式毎に写真を撮影し、提出してください。
- ・ 写真はカラーで pdf 化して提出してください。

⑦工事写真（添付資料5）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・「(1) ③－2 事業実施計画書（共通様式1） 2. 設備の概要」で記した助成対象設備の設置前及び設置完了後の設置状態を示す写真を撮影し、提出してください。
- ・写真はカラーで pdf 化して提出してください。

⑧契約書（写し）（添付資料6）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・契約書の他に注文書と注文請書を両方提出する場合も可能です。
- ・交付決定前に助成事業に関する契約を締結していたこと（注文書並びに注文請書の送受等）が確認されると助成金をお支払いすることができません。

⑨請求書（写し）（添付資料7）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・宛先（助成事業者名）、請求日、請求内容、単価、数量、請求金額、支払方法（振込先等）、書類の発行元の連絡先を記載してください（必要に応じて、記載の連絡先に確認の連絡をさせていただく場合があります。）。

⑩領収書等の支払いが完了したことが分かる書類（写し）（添付資料8）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 領収書を提出する際の注意事項

- ・宛先（助成事業者名）、領収金額、消費税額、領収日、発行者名所在地、購入品等の内容が明記されているものを提出してください。

ウ. 振込控を提出する際の注意事項

- ・インターネットバンキングでの振込の場合は、振込完了画面（又は振込履歴）を印刷したものを提出してください。
- ・金融機関の窓口での振込の場合は、金融機関の取扱日付、領収印のある振込票（写し）を提出してください。
- ・ATM での振込の場合は、振込の際に発行される伝票（写し）を提出してください。

- ・ いずれの振り込み方法についても振込先の名義・口座番号、日時、振込金額が分かり、請求書等と合致していること

⑪保証書または出荷証明書（写し）（添付資料 9）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 納品日、納品場所、納品物件、型番、数量等がわかるものを提出してください。

⑫試運転結果報告書（添付資料 10）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 設置完了後に試運転した結果をまとめてください。

⑬電力会社との協議内容がわかる資料（添付資料 11）

ア. 提出対象となる事業者：設置にあたり電力会社と協議を行った事業者

イ. 注意事項

- ・ 電力購入に関する電力会社の文書（照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等）、協議に関する議事録等、電力会社との協議が整っていることを確認できる資料を提出してください（例：系統連系に対する検討結果回答書等）。

⑭国等の助成金等において受領した交付額確定通知書等（写し）（添付資料 12）

ア. 提出対象となる事業者：国等の助成金等において交付額確定通知を受領した事業者

イ. 注意事項

- ・ 実績報告書提出時に国等の交付額確定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談してください。
- ・ 交付額の内訳がわかる資料を提出してください。
- ・ 公社から指示がある場合は、国等の助成金等に係る交付要綱、提出書類等を併せて提出してください。

⑮省エネルギー診断に係る報告書の表紙（写し）（添付資料 13）

ア. 提出対象となる事業者：交付申請時に省エネルギー診断申込書を提出した事業者

イ. 注意事項

- ・ 省エネルギー診断を受診した場合、提出してください。

⑩再エネ設備情報及び省エネルギー対策の取組内容が公表されていることがわかる資料（添付資料 14）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・インターネットの利用又はその他適切な方法により、設置した助成対象設備の概要、設置場所、設置目的、他の事業者の蓄電池の導入の参考となる情報及び助成事業者が行う省エネルギー対策の取組を公表し、公表日がわかる資料を提出してください。

⑪振込口座が確認できる資料（添付資料 15）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義が読み取れる資料を提出してください。
- ・口座名義が申請者と同一であることが確認できる資料を提出してください。
- ・口座名義が半角カタカナ英数字で記載されていることが確認できる資料を提出してください。
- ・当座預金で通帳がない場合は、小切手帳や取引明細書、当座勘定照合表等の写しを提出してください。
- ・ネット銀行で通帳がない場合は、インターネット画面を印刷したものを提出してください。

⑫リース契約書及びリース計算書（写し）（添付資料 16）

ア. 提出対象となる事業者：リース契約等の賃貸借契約を行う事業者

イ. 注意事項

- ・リース（賃貸借）契約書を提出してください。
- ・使用料金から助成金相当分が減額されていることを証明できるリース計算書（助成金の有無で各々、リース（使用）料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提出してください。ただし、当事者間で助成金額相当分の減額がないことについて合意が取れている場合は、合意が取れていることがわかる資料を提出してください。

⑬一時転用許可書（写し）（添付資料 17）

※提出不要

⑭交付要綱第3条第5項第一号を満たすことがわかる資料（添付資料 18） **※提出不要**

②①交付要綱第3条第5項第二号ア～ウを満たすことがわかる資料（添付資料19）

※提出不要

②②電子データ一式

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 公社 HP よりダウンロードし、作成した「(3) ②助成対象事業経費算出書（共通様式2）」のエクセルデータを提出してください。

(4) その他公社が必要と認める書類（添付資料20）

公社より、上記に記載がない書類を求められたら、提出してください。なお、提出するファイルの形式は、指定がない限り、pdf で提出してください。

地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業
助成金申請の手引き
〈蓄電池単独〉

Ver.2.0

□発行・編集 令和7年4月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0817
東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿 NSビル 17階